

中国が米国への対抗措置で通商規制強化

◆中国が「信頼できない企業リスト」制度を発表

2020年9月19日、中国は、「信頼できない企業リスト（中国名：不可靠実体清單）」制度を発表し、即日施行した。リストに掲載された海外企業は、中国との輸出入や対中投資の制限・禁止、社員の中国への入国禁止や在留許可の取り消し、罰金などの処置が課されることになる。

10月8日時点で具体的な企業名は公表されてはいないが、リストに掲載される例として、中国商務省は、①中国の国家主権などに危害を及ぼす企業、②正常な市場取引原則に反し、中国企業との取引を停止したり、差別的措置を講じたり、合法的権益に損害を与えたりする企業、を挙げている。

通常、米国や日本などの経済制裁対象リストには、テロ、人権侵害、腐敗行為などに加担した企業が掲載される。これに対し、中国の「信頼できない企業リスト」では、海外の法律順守を理由にして中国企業との取引を停止した企業も掲載されるとみられている。類似の法律は米国、カナダ、EUにもあるが、米国との対立が激化している中国は、米国法を順守しようとする企業に積極的に適用する可能性があり、中国企業との取引停止の際は慎重に対応することが求められる。

◆中国は輸出管理法も整備、再輸出規制を導入

20年7月3日、中国は輸出管理法（中国名：出口管制法）の第三次草案を発表した。中国では、これまで核兵器の輸出を禁じる法律などはあったが、体系的に輸出を管理・規制する法律はなかった。8月16日に草案に対する意見募集を締め切っており、近いうちに正式に制定されるとみられている。草案では、再輸出規制が導入されており、例えば日系企業が中国の輸出規制品目を組み込んだ製品を第三国に輸出する場合、中国政府の再輸出許可が必要になる。

これまでは、ファーウェイとの取引規制、ウイグルの人権侵害を理由にした中国企業への経済制裁など、米国による対中通商規制の強化が進んできた。ここに来て、中国も次々と対抗措置を講じてきており、日系企業としては米国だけでなく中国の通商規制の強化にも対応せざるを得なくなっている。 【今村弘史】